

# 公益財団法人長野県テクノ財団評議員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「財団」という。）評議員会の運営に関し、法令又は定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集の手続)

第2条 理事長は、定款第20条第3項の規定に基づき評議員会を招集する場合には、速やかに評議員会の日時及び場所を決め招集を通知しなければならない。

(電磁的手続)

第3条 理事長は、評議員会を招集する場合には、定款21条第1項の規定による書面の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知をすることができる。

2 理事長は、定款第21条第2項の規定により、評議員会の招集に関して評議員全員の同意を得るときは、書面による同意に代えて電磁的方法による同意を受理することができる。

3 前2項の規定により電磁的方法で招集を通知又は同意する旨を受理したときは、これを記録しなければならない。

(評議員の提案権)

第4条 評議員が理事に対して特定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、当該事項に係る議案の概要を招集通知に記載することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(議事録)

第5条 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配布)

第6条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本財団の設立の登記の日から施行する。

(別 表)

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、(会計監査人)又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法)
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 8 その他法令で定める事項